

特別定額給付金（10万円）の申請期限は

令和2年8月25日（火）までです！



町では、現在、特別定額給付金の申請を受付けており、順次給付を行っています。申請期限は8月25日（火）までとなっていますので、申請が済んでいない方は早めに申請をお願いします。



**申請期限を過ぎると
受付できません！**

特別定額給付金の支給を装った詐欺にご注意ください！

町から問い合わせをすることもあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、給付のための手数料の振込みを求めることは絶対にありません。

不審な電話などがありましたら、下記までお問い合わせいただくか、警察にご相談ください。

◎問い合わせ先

・坂城町特別定額給付金専用電話 ☎75-5811

・総務課総務係 ☎82-3111（内線 212） 直通 75-6210

（どちらも土日祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで受付）

新型コロナ
ウイルス感染症
対策

ひとり親世帯臨時特別給付金を 支給します

■基本給付 → 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付

☆給付金の対象となる方

以下、①～③のいずれかに該当する方

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方【※申請不要です】

②公的年金等（遺族年金など）を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止の方

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

☆給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

■追加給付 → 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

☆給付の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

→8月の児童扶養手当現況届にあわせて、収入が減少している旨の申請手続きが必要となります。

☆給付額 1世帯5万円

※基本給付の①以外の方は申請が必要となります。詳しくは下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111（内線 136） 直通 75-6205

「広報さかき」へのご意見・ご要望を
お寄せください

■編集・発行 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050
坂城町役場企画政策課 ☎0268-82-3111
直通0268-75-6211 FAX 0268-82-8307

■印刷 滝沢印刷合同会社

さかきまち
ずメール

—— 配 信 情 報 ——

災害・防災情報

町からのお知らせ

安心・安全情報

町のイベント情報

登録をご希望の方は、QRコードからアクセスするか次のメールアドレスへ空メールを送信してください。 t-sakaki@sg-m.jp



QRコード